農業

超簡易版

令和7年度 業務改善助成金のご案内

中小企業等が生産性向上等を通じて最低賃金を引き上げることを支援する制度です！

STEP１　業務改善助成金を申請できるか確認しましょう

（注）事業主単位ではなく、事業場（各店舗など）単位となります。

中小企業・小規模事業者であり、「みなし大企業」でもない。

YES →

事業場内で最も低い時間給※が**952円～1002円**である。

YES →

業務改善助成金の申請が可能です※
STEP２へ

※解雇、賃下げ、労働保険料の滞納などの不交付事由がある場合は申請できませんのでご注意ください。

NO ↓

業務改善助成金の申請はできません。
その他の賃金引上げを支援する助成金をご検討ください。

NO ↓

※雇入れ後６か月を経過した労働者

STEP２　賃金引上げ計画・設備投資の計画を立てましょう

（１）賃金引上げ計画を立てる

（注意！）実際の賃金引上げは申請後に行う必要があります。

- STEP1で確認した事業場内で最も低い時間給の労働者の賃金の引上げ額を決めましょう。
  （30円～90円のコースがあります。引き上げ幅が大きいほど助成上限額が大きくなります。）
- 新たな事業場内最低賃金を下回る賃金の労働者の賃金の引き上げ額（引上げ労働者数）を決めましょう。
  （選択したコースの金額以上引き上げる労働者の人数が引上げ労働者数としてカウントできます。
  引上げ労働者数が多いほど助成上限額が大きくなります。）

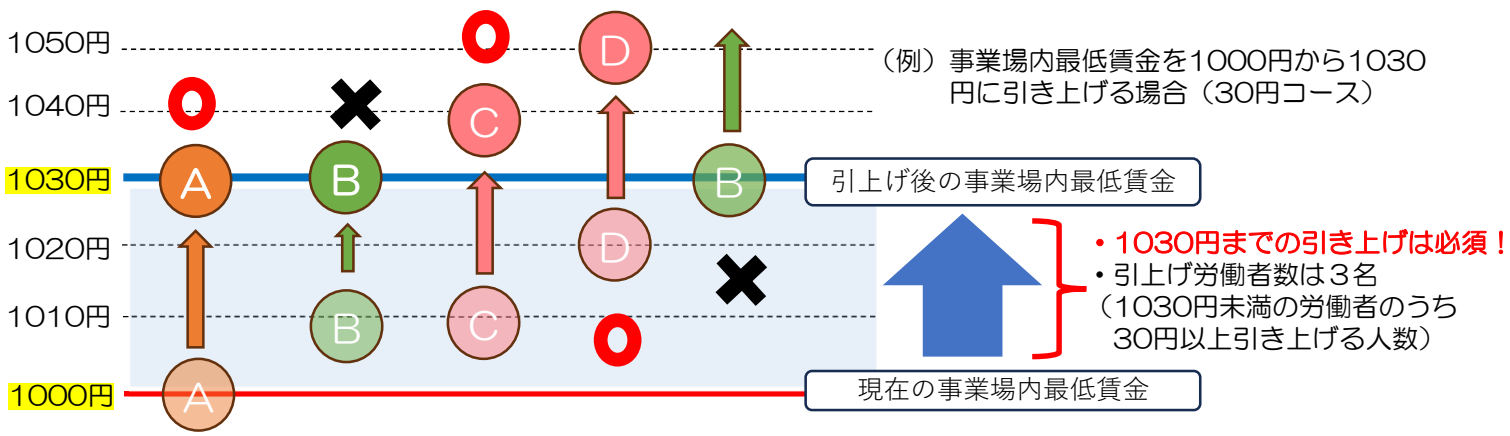

（例）事業場内最低賃金を1000円から1030円に引き上げる場合（30円コース）

- **1030円までの引き上げは必須！**
- 引上げ労働者数は３名
（1030円未満の労働者のうち30円以上引き上げる人数）

コース区分	賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額　単位：万円 （ 赤字 ）内は事業場規模30人未満の場合の上限額				※特例事業者のみ適用
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
30円	30(60)	50(90)	70(100)	100(120)	120(130)
45円	45(80)	70(110)	100(140)	150(160)	180(180)
60円	60(110)	90(160)	150(190)	230(230)	300(300)
90円	90(170)	150(240)	270(290)	450(450)	600(600)

※特例事業者：①事業場内最低賃金が1000円未満　又は　②物価高騰要件に該当する（裏面参照）

（２）設備投資の計画を立てる

（注意！）設備導入は**交付決定を受けた後**に行う必要があります。

・助成率と（１）で定まった上限額をふまえ、導入する設備等★を検討しましょう。

助成率

引上げ前の事業場内最低賃金の金額によって助成率が異なります。

1000円未満	4／5	1000円以上	3／4

★ 業務効率の向上や生産性アップにつながる設備投資が対象となります。
現状の課題（畑やハウスの管理が非効率等）を洗い出し、導入例を参考に検討してみましょう。

導入例　農業

業務の課題（人数）	設備名	主な効果
農地管理のための雑草処理を、肩掛けエンジン式草刈り機を使用して行っており、除草と搬出で1反あたり8時間かかっていた。（企業4名・引上げ4名）	トラクター用粉砕草刈り機	一度に広範囲を除草でき、粉砕もできることから搬出の手間もなくなり、1反あたり1時間半程度で作業を完了できるようになった。
ビニルハウス内の潅水作業と天窓開閉作業を手作業で行っていたため、時間がかかり、作業効率も悪かった。（企業4名・引上げ4名）	自動巻上げ天窓・自動灌水設備	土壌の湿度センサーがリアルタイムで水分量を計測し必要なタイミングで灌水し、天窓も温度変化に応じて自動で開閉できることから、作業時間が短縮できた。
農薬散布や収穫物の運搬を手作業で行っていたため、時間がかかり従業員への身体的負担も大きかった。（企業8名・引上げ8名）	農薬自動散布機・コンテナ運搬用ローラーコンベア	農薬散布にかかる人役が大幅に削減できた。また、収穫物の運搬にかかる時間も1/4程度に短縮でき、従業員の身体的負担も軽減された。
歩行型畝立て機による人力での畝立てに時間がかかり、従業員の身体的負担も大きかった。（企業8名・引上げ7名）	トラクター・形成機	1反あたりの作業時間が1/2程度に短縮され、畝の出来栄えも良好となり生産性が向上した。

（注１）不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費（（例）エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等）、通常の事業活動に伴う経費（（例）事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等）などは対象となりません。

（注２）物価高騰要件に該当する特例事業者※のみ、通常は助成対象外となる乗用自動車や貨物自動車の一部、ＰＣ・スマホ・タブレット等の端末と周辺機器の新規導入も対象となります。

※物価高騰要件に該当する特例事業者
原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前３か月間のうち任意の１か月の利益率が前年同月に比べ３%ポイント以上低下している事業者

STEP３　申請書類・必要書類（見積書等）の準備をしましょう

★ STEP２までの確認と計画ができましたら、ぜひ一度高知労働局雇用環境・均等室へご相談ください。

・交付申請書・事業場実施計画書等を高知労働局雇用環境・均等室に提出してください。
・申請期限は、申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。

厚生労働省
高知労働局

☞ 業務改善助成金　検索

【制度のお問い合わせ先】【ワンストップ相談窓口】
業務改善助成金
コールセンター
TEL0120-366-440

高知働き方改革
推進支援センター
TEL0120-899-869

就業規則、賃金台帳などの必要書類を確認するため訪問などにも対応しています。

【申請先】
高知労働局
雇用環境・均等室
TEL088-885-6041

（　R７．８　）